

第 183 号 (令和 6 年 11 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】 3

[告示]

- △ 横浜市人事行政の運営等の状況の公表【総務局人事課】 9
- △ 公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】 10
- △ 終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】 11
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【下水道河川局管路保全課】 12

[公告]

- △ 固定資産評価補助員証の無効【財政局税制課】 13
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 14
- △ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】 16
- △ 農用地利用集積計画の策定【みどり環境局農政推進課】 17
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 18
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 19
- △ 同【建築局調整区域課】 20
- △ 同【建築局調整区域課】 21
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 22
- △ 同【建築局調整区域課】 23
- △ 同【建築局調整区域課】 24
- △ 同【建築局調整区域課】 25
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 26
- △ 同【建築局建築指導課】 27
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 28

[区告示]

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】 29

[区公告]

- △ 漂流物の引渡し【中区総務課】 31
- △ 徴税吏員証及び市税犯則事件調査吏員証の無効【栄区税務課】 32

[消防局]

- △ 消防法に基づく措置命令【指導課】 33

[水道局]

- △ 水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【資産活用課】 34

[交通局]

- △ 横浜市高速鉄道タッチ決済乗車取扱規程【高速鉄道本部営業課】 38
- △ 横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】 45

[教育委員会]

- △ 横浜市指定有形文化財の指定【生涯学習文化財課】 46

[区選挙管理委員会]

- △ 選挙人名簿への登録を行う日【港南区】 47

△ 委員長等の氏名【港南区】	48
△ 同 【保土ヶ谷区】	49
△ 同 【旭区】	50
△ 同 【瀬谷区】	51
[市会]	
△ 横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正【総務課】	52
[正誤]	53

規則

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 83 号

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年 3 月横浜市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険被保険者資格証明書」を「国民健康保険資格確認書、資格情報通知書（国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 3 第 1 項に規定する資格情報通知書をいう。）」に改める。

第 3 条の見出し中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書」に改め、同条中「国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）及び国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書）」を「国民健康保険資格確認書（以下「資格確認書）」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「被保険者証」を「おいて電子資格確認（法第 36 条第 3 項に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。）を受けることができない状況にあるとき又は資格確認書」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第 5 条の見出し、同条各号列記以外の部分及び第 2 号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書」に改め、同条第 3 号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書」に、「または」を「又は」に改め、同条第 4 号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書」に改める。

第 11 条の 5 第 1 項中「（昭和 33 年厚生省令第 53 号）」を削る。

別表 3 の項中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同表中 3 の 2 の項を削り、5 の項を次のように改める。

5	削除	
---	----	--

別表 6 の項中「国民健康保険被保険者証等各種証明書再交付申請書」を「国民健康保険各種証明書再交付申請書」に、「（第 7 条の 3 において準用する場合を含む。）」を「、第 7 条の 3 の 2 第 1 項

」に、「第 27 条の 14 の 2 第 6 項」を「第 27 条の 14 の 2 第 5 項」に改める。

別表 11 の項を次のように改める。

11	国民健康保険資格確認書（特別療養費の対象者用）	法施行規則第 27 条の 5 の 2 第 4 項
----	-------------------------	--------------------------

第 2 号様式中「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に、「※被保険者証交付状況」を「※資格確認書・資格情報のお知らせ交付状況」に改め、「回収・未回収」を削る。

第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式

(表)

神奈川県		有効期限							
国民健康保険		発効期日							
資格確認書		記号		番号		(枝番)			
氏名				性別					
生年月日									
住所									
世帯主氏名								負担割合	
適用開始年月日									
交付年月日									
保険者番号		<input type="text"/>	交付者名						
発行区名								横浜市 	

(縦5.4センチメートル、横8.6センチメートル)

(裏)

備考	<input style="width: 85%;" type="text"/>
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p>	
<p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植のために臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植のために臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p>	
<p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p>	
<p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}小腸・眼球】</p>	
<p>[特記欄：]</p>	
署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	
本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____	

(備考)

- 1 裏面に適宜注意事項等を記載することができる。
- 2 70歳未満の被保険者については、発効期日及び負担割合の記載を省略する。

第 3 号様式の 2 を削り、第 4 号様式及び第 5 号様式を次のように改める。

第 4 号様式及び第 5 号様式 削除

第 6 号様式中「国民健康保険被保険者証等各種証明書再交付申請書」を「国民健康保険各種証明書再交付申請書」に、「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に、

「

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 被保険者証 |
| 2 | 資格証明書 |
| 3 | 被保険者証兼高齢受給者証 |
| 4 | 限度額適用認定証 |
| 5 | 限度額適用・標準負担額減額認定証 |
| 6 | 食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証 |
| 7 | 特定疾病療養受療証(血友病・腎不全) |

」

を

「

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 限度額適用認定証 |
| 2 | 限度額適用・標準負担額減額認定証 |
| 3 | 食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証 |
| 4 | 特定疾病療養受療証 |
| 5 | 資格確認書 |
| 6 | 資格情報のお知らせ |

」

に、「被保険者証等各種証明書に」を「各種証明書に」に、「保険証を」を「上記証明書を」に改める。

第 7 号様式、第 8 号様式表面、第 9 号様式及び第 10 号様式中「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に改める。

第 11 号様式を次のように改める。

第 11 号 様式

(表)

神奈川県									
国民健康保険	有効期限								
資格確認書									
(特別療養)	記号	番号							(枝番)
氏名									
生年月日		性別							
住所									
世帯主氏名									
適用開始年月日									
交付年月日									
保険者番号	<input type="text"/>	交付者名	印						
発行区名							横浜市		

(縦 5.4 センチメートル、横 8.6 センチメートル)

(裏)

<p>注意事項</p> <p>この書面で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。</p>	
備考	<input style="width: 90%;" type="text"/>
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p>	
<p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植のために臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植のために臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p style="text-align: center;">《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄：]</p>	
署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	
本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____	

(備考)

裏面に適宜注意事項等を記載することができる。

第 12 号様式、第 14 号様式、第 15 号様式表面、第 15 号様式の 2 表面、第 15 号様式の 4 表面及び第 17 号様式から第 19 号様式までの規定中「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に改める。

第 21 号様式中「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に、「被保険者証又は被保険者証兼高齢受給者証」を「電子資格確認を受けることができない状況又は資格確認書」に、「被保険者証」又は「被保険者証兼高齢受給者証」を「資格確認書」に改め、同様式注意中「、その窓口で電子的確認を受けるか」を削る。

第 23 号様式中「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に、「被保険者証又は被保険者証兼高齢受給者証」を「電子資格確認を受けることができない状況又は資格確認書の」に改める。

第 28 号様式から第 33 号様式まで及び第 35 号様式中「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に改める。

第 40 号様式から第 44 号様式まで、第 47 号様式、第 57 号様式表面、第 63 号様式及び第 64 号様式中「被保険者証番号」を「番号」に改める。

第 66 号様式から第 68 号様式までの規定中「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に改める。

附 則

(施行 期 日)

1 この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類（第 3 号様式を除く。）は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告 示

横 浜 市 告 示 第 415 号

横 浜 市 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 58 条 の 2 及 び 横 浜 市 人
事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表 に 関 す る 条 例 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条
例 第 2 号 ） 第 6 条 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 人 事 行 政 の 運 営 状 況 及 び
人 事 委 員 会 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 6 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 416 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
分流式	港南区東芹が谷及び日野九丁目の各一部 旭区市沢町、上白根町、四季美台及び西川島町の各一部 戸塚区平戸五丁目及び深谷町の一部 栄区小菅ヶ谷四丁目の一部 泉区新橋町の一部	令和 6 年 11 月 25 日

横浜市告示第 417 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	神奈川区千代町 1 丁目 1 番地	旭区市沢町及び西川島町の各一部	令和 6 年 11 月 25 日
横浜市下水道河川局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目 17 番地	港南区日野九丁目の一部	
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区上白根町及び四季美台の各一部	
横浜市下水道河川局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	戸塚区深谷町の一部	
横浜市下水道河川局栄第一水再生センター	栄区小菅ケ谷二丁目 5 番 1 号	栄区小菅ケ谷四丁目の一部	
横浜市下水道河川局栄第二水再生センター	栄区長沼町 82 番地	港南区東芹が谷の一部 戸塚区平戸五丁目の一部 泉区新橋町の一部	

横 浜 市 告 示 第 418 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

南 区 別 所 五 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、
合 流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ぬ
区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供
す る 。

令 和 6 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 告

横 浜 市 公 告 第 627 号 (令 和 6 年 11 月 15 日 掲 示 済)

固 定 資 産 評 価 補 助 員 証 の 無 効

次 の 固 定 資 産 評 価 補 助 員 証 は 、 紛 失 し た 旨 の 届 出 が あ っ た の で 、
紛 失 し た 日 か ら 無 効 と す る 。

令 和 6 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

証 票 番 号	所 属	氏 名	紛 失 年 月 日
第 368 号	栄 区 役 所 総 務 部 税 務 課	鳥 海 仁	令 和 6 年 10 月 30 日

横浜市公告第 628 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

J o y f u l G a r d e n C i t y
南区別所一丁目 14 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 S M B C 信託銀行
代表取締役 谷 司 朗
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 S M B C 信託銀行 代表取締役 奥 敦 之 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号	株式会社 S M B C 信託銀行 代表取締役 谷 司 朗 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ピーアップ 代表取締役 中 込 正 典 東京都足立区千住 1 丁目 4 番 1 号 ほか 9 者	株式会社アルファ 代表取締役 島 田 昌 彦 愛知県江南市前飛保町栄 232 番地 ほか 10 者

(4) 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 6 年 11 月 5 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 629 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
大岡四丁目第三公園	南区大岡四丁目 4	別図のとおり 585 m ²	立入禁止	令和 6 年 11 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
谷戸田公園	南区蒔田町 977 番の 12	別図のとおり 392 m ²	立入禁止	令和 6 年 11 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
平戸第二公園	戸塚区平戸四丁目 31 番	別図のとおり 4,536 m ²	立入禁止	令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 24 日まで

別図（省略）

横浜市公告第 630 号

農用地利用集積計画の策定

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、当該農用地利用集積計画を次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

横浜市北部農政事務所

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市南部農政事務所

2 縦覧期間

令和 6 年 11 月 25 日から当該農用地利用集積計画に定められた利用権存続期間又は残存期間満了の日まで備え置くこととする。

3 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

横浜市公告第 631 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 5 年 5 月 24 日	10995	金子工業株式会社	(新) 宇賀神 宏 之	緑区青砥町 415 番地
			(旧) 田 中 善 樹	
令和 6 年 7 月 23 日	30378	石井設備工業株式会社	(新) 石 井 政 徳	横須賀市長井 1 丁目 26 番 8 号
			(旧) 田 中 榮 一	

横浜市公告第 632 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 9 月 8 日 第 2023 開 1109 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
港北区下田町二丁目 13 番 2 号
田邊文彦
港北区下田町二丁目 13 番 2 号
田邊富子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区下田町二丁目 922 番の 1 の一部、922 番の 11、923 番の 1 の一部、923 番の 2 の一部及び 923 番の 18

横浜市公告第 633 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 10 月 12 日 第 2023 開 705 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
戸塚区矢部町 1 番地の 29
株式会社横浜建物
代表取締役 小林 東太郎
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
保土ヶ谷区仏向町 1,280 番の 1、1,280 番の 4 から 1,280 番の
13 まで、1,280 番の 14 の一部及び 1,280 番の 15 の一部

横 浜 市 公 告 第 634 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 5 月 30 日 第 2024 開 1702 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
川 崎 市 多 摩 区 宿 河 原 2 丁 目 26 番 1 号
株 式 会 社 TAKI HOUSE
代 表 取 締 役 奥 山 武 志
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 柿 の 木 台 32 番 の 13 、 32 番 の 42 か ら 32 番 の 46 ま で 、 32 番 の
47 の 一 部 及 び 32 番 の 48 か ら 32 番 の 50 ま で

横浜市公告第 635 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 6 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 11 月 7 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
21.52 m
- 5 指定の場所
港南区港南五丁目 2,530 番の 53、2,530 番の 56 及び 2,530 番の
59
- 6 申請者の氏名
弥生建設株式会社
代表取締役 土 屋 啓 一

横浜市公告第 636 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 8 ・ 5 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 11 月 11 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
24.99 m
- 5 指定の場所
旭区善部町 77 番の 20
- 6 申請者の氏名
株式会社インターリアルエステート
代表取締役 市村文孝

横浜市公告第 637 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 8 ・ 4 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 11 月 11 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
20.98 m
- 5 指定の場所
旭区中希望が丘 113 番の 37
- 6 申請者の氏名
テイケイホーム株式会社
代表取締役 桐 田 哲 也

横 浜 市 公 告 第 638 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 14 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 11 月 7 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
48.79 m
- 5 指 定 の 場 所
瀬 谷 区 相 沢 六 丁 目 42 番 の 4 及 び 43 番 の 28
- 6 申 請 者 の 氏 名
奥 津 亮 司
奥 津 和 子

横浜市公告第 639 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止する道路の指定番号
第 41・78 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 11 月 7 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
79.20 m
- 5 廃止の場所
港南区港南五丁目 2,269 番の 8 地先から 2,273 番の 3 地先まで

横浜市公告第 640 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止する道路の指定番号
第 37・59 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 11 月 7 日
- 3 廃止する道路の幅員
5.00 m
- 4 廃止する道路の延長
32.80 m
- 5 廃止の場所
泉区下和泉三丁目 1,681 番の 1 地先から下和泉四丁目 1,683 番の 22 地先まで

横浜市公告第 641 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・30 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 11 月 12 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
30.30 m
- 5 廃止の場所
泉区中田南五丁目 459 番の 13 地先から 459 番の 21 地先まで

区 告 示

旭区告示第 33 号（令和 6 年 11 月 14 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、興和台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 11 月 14 日

横浜市旭区長 権 藤 由 紀 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
規約に定める目的	民主主義の精神に基づき会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し明るい平和な街の発展を図ること。	会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。
区域	旭区川島町 2,921 番地の 9 から 2,921 番地の 57 まで、2,937 番地の 5、2,937 番地の 7 から 2,937 番地の 18 まで、2,950 番地の 2 から 2,950 番地の 221 まで、2,972 番地の 5、2,974 番地の 6、2,976 番地の 8 から 2,976 番地の 102 まで、2,995 番地の 3、3,000 番地の 16 から 3,000 番地の 26 まで、3,007 番地の 4、3,011 番地の 4 から 3,011 番地の 11 まで、3,016 番地の 3 から 3,016 番地の 95 まで、3,018 番地の 2 から 3,018 番地の 31 まで、3,024 番地の 3 から 3,024 番地の 12 まで、3,026 番地の 5 から 3,026 番地の 37 まで、3,034 番	旭区川島町 2,921 番地、2,937 番地、2,950 番地、2,972 番地、2,974 番地、2,976 番地、2,995 番地、3,000 番地の 16 から 3,000 番地の 26 まで、3,007 番地の 4、3,011 番地、3,016 番地、3,018 番地、3,024 番地、3,026 番地の 5 から 3,026 番地の 37 まで、3,034 番地の 10 から 3,034 番地の 11 まで、3,042 番地、3,050 番地、3,059 番地、3,069 番地及び 3,070 番地までの区域

地の 10 から 3,034 番地の
11 まで、 3,042 番地の
5 から 3,042 番地の
6 まで、 3,044 番地の
2、 3,050 番地の 2 から
3,050 番地の 144 ま
で、 3,059 番地の 4 から
3,059 番地の 28 ま
で、 3,064 番地の 11、 3,
069 番地の 10 から 3,06
9 番地の 25 まで及び 3,
070 番地の 15 から 3,07
0 番地の 17 までの区域

区 公 告

中 区 公 告 第 240 号 (令 和 6 年 11 月 12 日 掲 示 済)

漂 流 物 の 引 渡 し

水 難 救 護 法 (明 治 32 年 法 律 第 95 号) 第 24 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き
次 の と お り 漂 流 物 の 引 渡 し を 受 け た の で 、 所 有 者 に 引 き 渡 す 。

令 和 6 年 11 月 12 日

横 浜 市 中 区 長 小 林 英 二

- 1 拾 得 物 件
小 型 船 舶 1 隻 (白 色)
- 2 拾 得 場 所
横 浜 港 本 牧 ふ 頭 B 突 堤 沖 合
- 3 拾 得 年 月 日
令 和 6 年 10 月 4 日
- 4 拾 得 者
横 浜 海 上 保 安 部 警 備 救 難 課 長

栄区公告第 84 号（令和 6 年 11 月 15 日 掲 示 済）

徴税吏員証及び市税犯則事件調査吏員証の無効

次の徴税吏員証及び市税犯則事件調査吏員証は、紛失した旨の届出があったので、紛失した日から無効とする。

令和 6 年 11 月 15 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

証書の種類	証票番号	所属	氏名	紛失年月日
徴税吏員証	第 1 号	栄区役所	鳥 海 仁	令和 6 年 10 月 30 日
市税犯則事件調査吏員証	第 1 号	総務部税務課		

消防局

消防局公告第 8 号

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の規定に違反しているので、消防法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市消防局長 平 中 隆

- 1 防火対象物の所在地
都筑区池辺町 3,412 番地の 1 及び 3,412 番地の 2
- 2 防火対象物の名称
有限会社川端製作所
- 3 命令を受けた者の氏名
有限会社川端製作所
代表取締役 川 端 秀 吉
- 4 措置事項
令和 7 年 3 月 5 日までに、防火対象物全体に屋内消火栓設備を設置すること。
- 5 命令年月日
令和 6 年 11 月 5 日

水道局

水道局公告第 5 号

水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

水道局所有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (m ²)
港南区日野一丁目 1,195 番の 1	水道用地	733.23

(3) 最低入札価格 (月額)

158,377 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

横浜市水道局所有地 (港南区日野一丁目) 借受事業者募集要領 (以下「募集要領」という。) による。

(5) 貸付期間

賃貸借期間の始期から 2 年間 (水道局が妥当であると判断した場合更新可能 (更新後の貸付期間及び更新回数は水道局が定める。))

(6) 入札に付す条件

募集要領による。

2 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 11 月 25 日から令和 6 年 12 月 23 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで)

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市水道局事業推進部資産活用課 (横浜市庁舎 20 階)

電話 045(671)3658

※横浜市ホームページ (次のアドレス) からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/baikyaku/koubo-choki.html>

3 入札参加資格

募集要領の内容を遵守し、確実に事業を実施していく資力及び信用を有する法人（株式会社、一般社団法人及び一般財団法人に限る。）であって、現に自動車販売業を営む者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 経営不振の状況（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立て又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- (6) 横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けている者
- (7) 直近 1 か年が債務超過の者（資産総額から負債総額を減じた値がマイナスになっている状態のこと。）
- (8) 国税、地方税を滞納している者

4 入札参加の手続

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各 1 部用意し、受付期間内に送付先まで一般書留又は簡易書留にて郵送すること。

- (1) 必要書類
募集要領による。
- (2) 受付期間
令和 6 年 11 月 25 日から令和 6 年 12 月 23 日まで（必着）
- (3) 送付先
（宛先）〒 231 - 0005
横浜市 中区 本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市役所内郵便局留
（受取人）横浜市水道局事業推進部資産活用課

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和 7 年 1 月 24 日まで（必着）

一般書留又は簡易書留にて郵送すること。

（宛先）〒 231 - 0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市役所内郵便局留

（受取人）横浜市水道局事業推進部資産活用課

(2) 開札

令和 7 年 1 月 31 日 午前 10 時

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市庁舎 20 階 中会議室

6 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、横浜市水道局が発行する納入通知書により横浜市水道局出納取扱金融機関又は横浜市水道局収納取扱金融機関に納付すること。

入札保証金の領収書の写しを入札書と共に横浜市水道局に郵送する必要があるため、入札書の郵送前に納付しておくこと。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第 3 項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 一般競争入札参加申込書を提出していない者が行った入札

(3) 入札保証金が入札金額の 100 分の 5 に満たない入札

(4) 入札保証金の振込領収書の提示のない入札

(5) 本物件に対して行った 2 通以上の入札

(6) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

(7) 最低入札価格に達しない入札

(8) 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札

(9) 入札書に入札者の所在地、名称及び代表者名の記入並びに押印のない入札

(10) 不正の行為があった入札

(11) その他当局が入札書不完全と認めた入札

8 契約保証金

賃料の 6 か月分に相当する金額（入札保証金を差し引いた金額）を、横浜市水道局が発行する納入通知書により、契約締結と同時に納付すること。

9 賃料の納入方法

横浜市水道局が発行する納入通知書により、四半期ごとに横浜市水道局が定める期日までに納付すること。

10 その他

詳細は募集要領による。

交通局

横浜市高速鉄道タッチ決済乗車取扱規程をここに公布する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄 一

交通局規程第 25 号

横浜市高速鉄道タッチ決済乗車取扱規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
- 第 2 章 旅客営業（第 9 条～第 21 条）
- 第 3 章 その他の取扱い（第 22 条～第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）における、旅客が所有する識別番号が記録された決済媒体を使用したタッチ決済乗車（以下「都度利用」という。）による旅客運送等の取扱いについて、その使用条件を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 都度利用による高速鉄道の旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めのない事項については、法令、横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 47 年 12 月交通局規程第 27 号。以下「施行規程」という。）等の定めるところによる。

3 この規程及びこれに基づいて定められた事項は、旅客に予告なく変更することがある。

4 この規程が改定された場合、改定日以降の都度利用による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

（用語の意義）

第 3 条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）Type A/B を活用した EMV コンタクトレス決済をいう。

(2) 「決済媒体」とは、タッチ決済で乗車可能なクレジットカード、デビットカード及びプリペイドカード（以下「カード」という。）又はカード機能を搭載している携帯情報端末等の機器をいう。

- (3) 「タッチ決済乗車」とは、タッチ決済乗車サービス提携事業者の Q U A D R A C 株式会社（以下「提携事業者」という。）が運用するサーバ上のクラウド型交通乗車システムの機能を利用した電子式証票の入出場情報による乗車のことをいう。
- (4) 「対応改札機」とは、決済媒体から情報を読み取るための機器をいう。
- (5) 「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者及びタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者をいう。
- (6) 「管理サーバ」とは、旅客がタッチ決済乗車に使用したカード又はカード機能の識別番号、乗車時の入出場情報等を管理するサーバをいう。

2 この規程に定めのない用語の意義については、その他の関連する規約等の規定によるものとする。

（禁止事項）

第 4 条 旅客は、偽造、変造又は不正に作成された決済媒体を使用して乗車してはならない。

（旅客運送等の制限又は停止）

第 5 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、交通事業管理者（以下「管理者」という。）が必要であると認めるときは、都度利用の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車等の制限又は停止をすることがある。

2 管理者が前項の規定により制限又は停止をするときは、その旨を関係駅等に掲示するものとする。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、横浜市交通局（以下「局」という。）はその責めを負わない。

（利用履歴の確認）

第 6 条 旅客は、提携事業者が管理する W e b サイトにおいて会員登録をすることで、決済媒体による乗車日、乗車区間、乗車運賃等の都度利用の履歴を確認することができる。

2 前項に定める確認は、当該 W e b サイト等にアクセスした日から最大 365 日前の乗車分まで行うことができる。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

（決済方法）

第 7 条 都度利用に係る決済方法は、発行者の定めによるものとする。

（免責事項）

第 8 条 カード又はカード機能において、発行者に起因する旅客の損害又は発行者のサービス機能に関わる旅客の損害等については、局は賠償責任を負わない。

2 この規程に定めのない決済媒体を使用したサービス（局が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等については、局は賠償責任を負わない。

3 携帯情報端末等における通信提供事業者のシステム障害及び回線障害等に起因する旅客の損害等については、局は賠償責任を負わない。

4 携帯情報端末等の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

第 2 章 旅客営業

第 1 節 通則

（契約の成立時期及び適用規程）

第 9 条 都度利用に関する旅客運送の契約は、高速鉄道の駅において、旅客が対応改札機による改札を受けたときに成立するものとする。

2 前項の規定により契約が成立したとき以降における取扱いについては、別に定める場合を除くほか、その契約の成立したときの定めによる。

（使用方法）

第 10 条 都度利用は、決済媒体による駅相互間の乗車に限るものとし、旅客の決済媒体の使用方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 同一の決済媒体により、旅行開始駅及び旅行終了駅において対応改札機で情報を読み取り、入場及び出場し乗車処理を行わなければならない。

(2) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することはできない。

(3) 携帯情報端末等の充電切れ、故障又は通信障害等の旅客の都合により、前条に定める乗車処理が不能となった場合、都度利用に関する旅客運送の契約は無効として取り扱う。

(4) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取扱う。

（取扱区間）

第 11 条 高速鉄道における都度利用の取扱区間は、全線とする。

（制限事項）

第 12 条 旅客の都度利用に際しては、次に掲げる使用はできないものとする。

(1) 1 回の乗車につき、2 以上の決済媒体を同時に使用すること（カードと携帯情報端末等の紐付けを行ったことで、入場時に使用した媒体と出場時に使用する媒体が異なる場合も含む。）

(2) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること

(3) 決済媒体と他の乗車券を併用すること

- (4) 対応改札機の故障、停電又はシステム障害等により取扱いができないときに決済媒体を使用すること
- (5) カード又はカード機能の利用可能額超過等の事由により発行者等による使用制限又は使用停止の措置を受けたことで、カード又はカード機能が使用できない状態になったときに決済媒体を使用すること
- (6) 旅客が出場時に対応改札機等で運賃の収受をできない経路を乗車すること
- (7) 決済媒体に名義人が登録されている場合において、当該決済媒体に登録された名義人本人以外が使用すること
(旅客の同意)

第 13 条 旅客は、都度利用に際し、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

第 2 節 運賃

(運賃)

第 14 条 決済媒体で乗車した場合に適用する運賃は、大人片道普通旅客運賃（以下「普通旅客運賃」という。）とする。

2 前項に定める普通旅客運賃は、施行規程第 10 条第 2 項に定める対距離区間に応じ、次によって区分した 1 円単位運賃とする。

区間	普通旅客運賃
1 区	円 210
2 区	242
3 区	272
4 区	304
5 区	335
6 区	367
7 区	398
8 区	430
9 区	462
10 区	492
11 区	524
12 区	555

3 管理者は前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、同項に規定する種類以外の運賃を定めることができる。

4 都度利用における高速鉄道で決済ができる各ブランドは、Visa、JCB、American Express、Diners Club、Discover、銀聯とする。

5 都度利用により発生した普通旅客運賃は、カード又はカード機

能の発行者が、局と加盟店契約を結んでいる事業者（以下「加盟店管理会社」という。）を通じて局に立替払いをするものとする。

6 前項の立替払いに伴う、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が定めるところによるものとする。

7 都度利用により発生した普通旅客運賃に係る債権は、1日単位で集計するものとする。なお、発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとする。

8 小児又は施行規程第 31 条第 1 項各号のいずれかに該当する者が都度利用を行う場合であっても、当該旅客からは第 2 項に定める普通旅客運賃を収受する。

第 3 節 効力

（効力）

第 15 条 第 10 条に定める旅客の都度利用においては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 片道 1 回の旅行に限り有効とする。
- (2) 1 つの決済媒体につき、同時に 1 人のみ、入場処理を行うことができる。
- (3) 入場処理された決済媒体は出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- (4) 決済媒体の入場処理を行った当日に限り有効とする。
- (5) 途中下車の取扱いは行わない。

（無効となる場合）

第 16 条 管理者は、旅客が次のいずれかに該当する場合は、都度利用に関する旅客運送の契約を無効として取り扱い、当該旅客の乗車駅からの区間に対する施行規程に定める普通旅客運賃及びその 2 倍に相当する額の増運賃を収受する。

- (1) 決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく対応改札機による改札を受けずに入出場した場合
- (3) 決済媒体に登録された名義人本人以外が当該決済媒体を使用した場合
- (4) 旅客の故意又は重大な過失により、決済媒体が使用できない状態となった場合
- (5) その他、不正乗車的手段として使用した場合

2 偽造、変造又は不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の定めを準用する。

（不正旅客の乗車駅不明の場合の取扱い）

第 17 条 前条に規定する旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅から乗車したものとして、施行規程に定める普通旅客

運賃及びその 2 倍に相当する額の増運賃を収受する。

2 前回利用時の出場情報がない決済媒体の取扱いは、別に定めるところによる。

第 4 節 特殊な取扱い

(同一駅で出場する場合)

第 18 条 旅客が、決済媒体で対応改札機から入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、当該乗車は都度利用として取り扱わない。この場合、旅客は、乗車区間に対する施行規程に定める普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、当該決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 旅客が、決済媒体で対応改札機から入場した後、乗車せずに同一駅で出場する場合は、都度利用として取り扱わない。この場合、旅客は、施行規程に定める 1 区相当の普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、当該決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(入場処理未了時の取扱い)

第 19 条 旅客は、入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、出場駅から最遠区間に対する施行規程に定める普通旅客運賃及びその 2 倍に相当する額の増運賃を現金で支払わなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、悪意がないと管理者が認めるときは、旅客の申し出による乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとする。なお、当該入場処理ができない場合は、乗車区間に対する施行規程に定める普通旅客運賃を現金等の方法により支払うものとする。

(出場処理未了時の取扱い)

第 20 条 旅客は、出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された入場駅から最遠区間に対する施行規程に定める普通旅客運賃及びその 2 倍に相当する額の増運賃をあわせて現金で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、悪意がないと管理者が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車区間に対する出場処理を行うものとする。なお、この出場処理ができない場合は、当該都度利用に関する旅客運送の契約を無効として取り扱うものとし、旅客は、乗車区間に対する施行規程に定める普通旅客運賃を現金等の方法により支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(列車運行不能時の取扱い)

第 21 条 旅客は、決済媒体の入場処理を受けた後に、列車が運行不

能となった場合は、次の各号に掲げる取扱いを選択することができる。

(1) 無賃送還

(2) 任意による旅行中止

2 前項第 1 号の取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができる。この場合、入場処理を行った駅において、当該決済媒体の発駅情報の消去処理を行う。

3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、発駅から途中駅までの普通旅客運賃相当額を当該媒体から收受する。この場合、途中駅において、当該決済媒体の出場処理を行うものとする。

4 第 1 項第 2 号の取扱いを選択した旅客については、発駅から途中駅までの普通旅客運賃相当額を途中駅において当該決済媒体から收受する。この場合、途中駅において、当該決済媒体の出場処理を行うものとする。

第 3 章 その他の取扱い

(個人情報の取扱い)

第 22 条 決済媒体に係る個人情報の取扱いは発行者、提携事業者又は加盟店管理会社等が定める会員規約等の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、局が旅客の高速鉄道における都度利用に係る乗車運賃を含む情報の修正等を行うことを目的として取得した個人情報（氏名、カード又はカード機能の番号の一部、電話番号、乗降履歴、利用日時等）を、提携事業者及び加盟店管理会社等へ提供することに、旅客は同意するものとする。

(本人確認)

第 23 条 旅客は、都度利用で使用するカード又はカード機能の名義人本人であることの確認に係員から求められた際は、これに応じなければならない。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 4 日から施行する。

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 26 号

横浜市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程
横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 47 年 12 月交通局規程第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項のほか、横浜市高速鉄道で使用することのできるクレジットカード、デビットカード及びプリペイドカード又はカード機能を搭載している携帯情報端末等の機器を使用した乗車（以下「都度利用」という。）による旅客運送等の取扱いについては、横浜市高速鉄道タッチ決済乗車取扱規程（令和 6 年 11 月交通局規程第 25 号）の定めるところによる。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 1 条第 2 項に掲げる IC カードを媒体とした乗車券により乗車する場合及び同条第 3 項に掲げる都度利用を行う場合に適用する 1 円単位の普通旅客運賃の額は別に定めるところによる。

第 3 号様式の 2（第 33 条第 2 項）を次のように改める。

「

学習塾在籍証明書		
氏 名	年 齢 (歳)	
住 所		
通 学 学 校 名	(年)	
証 明	発行年月日 年 月 日	
	学習塾所在地	
	学習塾最寄り駅	
	TEL ()	
	学習塾名	代表者職 印
	代表者氏名	

注意

- この証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月です。
- この証明書の記入事項は、発行者が記入してください。
- この証明書に記入した事項を訂正した場合は、代表者の職印のないものは、使用できません。
- インク又はボールペンではっきり記入してください。
- 継続購入の場合は、在籍証明書に定期券購入申込書と旧券を添えて提出してください。
- 学習塾に通学していることがわかる書類（学習塾の申込書や支払い履歴がわかるもの等、写しでも可。）の提示を求める場合があります。

」

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 4 日から施行する。

教育委員会

横浜市教育委員会告示第 26 号

横浜市指定有形文化財の指定

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の文化財を横浜市指定有形文化財に指定する。

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市教育委員会

名 称	員 数	所 有 者	所 在 の 場 所
彫 刻			
木造釈迦如来および 右脇侍像	2 軀	宗教法人東漸寺	磯子区杉田一 丁目 9 番 1 号
典 籍			
仏垂般涅槃略説教誠 經（仏遺教經） 伝 道元筆	1 卷	宗教法人大本山總 持寺	鶴見区鶴見二 丁目 1 番 1 号
建 造 物			
西教寺本堂	1 棟	宗教法人西教寺	南区三春台 13 7 番地

区選挙管理委員会

港南区選挙管理委員会告示第 7 号（令和 6 年 10 月 14 日 掲 示 済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 10 月 14 日

横浜市港南区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 12 月 2 日

港南区選挙管理委員会告示第 19 号（令和 6 年 11 月 11 日 掲 示 済）

委員長等の氏名

令和 6 年 11 月 10 日 次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 11 月 11 日

横浜市港南区選挙管理委員会

委員長

伊 藤 亮 二

委員長職務代理者

吉 田 義 穂

保土ヶ谷区選挙管理委員会告示第 16 号（令和 6 年 11 月 11 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 11 月 10 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 11 月 11 日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会

委員長

相原 信 治

委員長職務代理者

田村 眞 佐子

旭区選挙管理委員会告示第 17 号（令和 6 年 11 月 11 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 11 月 10 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 11 月 11 日

横浜市旭区選挙管理委員会

委員長

篠崎 啓 史

委員長職務代理者

大田 陽 夫

瀬谷区選挙管理委員会告示第 15 号（令和 6 年 11 月 11 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 11 月 10 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 11 月 11 日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

委員長

松 下 登

委員長職務代理者

諸 橋 政治

市 会

横 浜 市 会 規 程 第 9 号

横 浜 市 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 (令 和 5 年 3 月 横
浜 市 会 規 程 第 2 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 11 月 25 日

横 浜 市 会 議 長 鈴 木 太 郎

第 3 条 第 8 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 被 保 険 者 記 号 ・ 番 号 」 を 「 被 保
険 者 記 号 ・ 番 号 等 」 に 改 め 、 同 条 第 14 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 被 保 険
者 番 号 」 を 「 被 保 険 者 番 号 等 」 に 改 め る 。

第 11 条 第 1 項 第 1 号 中 「 、 健 康 保 険 の 被 保 険 者 証 」 を 削 る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 6 年 12 月 2 日 か ら 施 行 す る 。

正 誤

令和 6 年 定期 第 178 号 60 ページ 11 行目 「（生活保護に関する事務の項）」は、「（生活保護法に関する事務の項）」の誤り。

令和 6 年 定期 第 178 号 60 ページ 及び 64 ページ 表中

「

生活保護に関する事務

」

は

「

生活保護法に関する事務

」

の誤り。

令和 6 年 定期 第 178 号 75 ページ 表中

「

			<p>こと。費用及び支出の戻入に關すること。</p> <p>(36) 横浜市福祉保健センター長委任規則に定める費用の徴収等に関する事務及び支出事務（第 1 項から第 3 項までに定める事務に限る。）に係る調定通知及び命令に關すること。</p>	
--	--	--	---	--

」

は「

			<p>こと。</p> <p>(36) 横浜市福祉保健センター長委任規則に定める費用の徴収等に関する事務及び支出事務（第 1 項から第 3 項までに定める事務に限る。）に係る調定通知及び</p>	
--	--	--	--	--

			戻出命令並 びに支出命 令に関する こと。	
--	--	--	--------------------------------	--

」

の誤り。